

(1) 著作権が必要である理由を述べる。

著作権は、著作者が作成した著作物に対して一定期間与えられる権利であり、財産権や人格権などがある。この権利により、著作者は自分の作成した著作物が文化への発展の寄与に貢献するものであれば、その対価を受け取ることができ、新たな創作活動を行うことができ、さらなる貢献を行うことができる。もし、この権利がなく誰でも著作物を勝手に複製してよいのであれば、著作者はその対価を受け取ることができず、新たな創作活動を行うことが困難になってしまう。その結果、文化の発展が妨げられてしまう。

(2) インターネット上の文書や画像などのコンテンツを利用する際に注意すべき点を述べる。

まず、利用しようとしているコンテンツにどのような権利があるかを調べる。特に権利について明記がなければ、すべての著作権を有する著作物と考えるべきである。そして、それを利用する場合、著作者の許諾を得ることが必要である。文書を引用する場合は、著作権法で許される範囲内ならば著作者に許諾を得る必要はないが、引用元をきちんと明記しなければならない。また、クリエイティブコモンズライセンスであるならば著作者の表示をし、ライセンス形態に応じて改変禁止ならば改変しないなど適切に利用する必要がある。パブリックドメインならば、上記のような処理は必要ないが、著作者人格権に配慮するなど無制限な改変等は行わないようにするべきである。